

2026年6月号

# 多文化共生情報广场信息报

◇発行: 東大阪市多文化共生情報广场(毎月発行1次)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所16階 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823



◇<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0.html>



← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。

## 2026年度 国民健康保険料決定通知書 将于6月中旬寄出

令和8年度 国民健康保険料決定通知書 6月中旬に発送

### ◆ 保険料の減免

请携带决定通知书及需提交的文件, 前往医疗保险室  
保険料課或行政服务中心办理申请手续。除非有特殊原因,  
否则从申请月份之后的保险费开始减免。全年保险费申  
請减免的截止日期为6月30日(周二)(必到)。若在7  
月1日(周三)之后提出申请, 则从申请月份之后的保  
險費开始减免。此外, 如果国民健康保险的加入手续在  
取得资格之日起超过14天后才办理, 可能无法享受全年  
保險費的减免。另外, 在申请时已缴纳或已过缴纳期限  
的保險費, 不属于减免对象。有关减免条件及需提交的  
文件等详情, 请查阅市政府网站或向我们咨询。

### ◆ 保険料の軽減

#### ▷ 非自願失業者应办理申报手续

以雇佣保险特定领取者及特殊理由离职者为对象, 从  
离职日的次日所属的月到该月所属的年度的次年度  
末, 减轻保险费。

#### ▷ 产前产后期间的国民健康保険料の減額

从减轻育儿家庭负担及支持下一代成长等角度出发, 从  
2023年11月1日起, 对于分娩预定(或已分娩)的被保  
險人, 其产前产后期间的保险费(所得比例額及均等分  
配額)将予以減額。只要怀孕满85天以上, 即使是死产  
或流产, 也属于适用对象。可在预产期前6个月开始办  
理申报, 产后也可办理申报。

※自收到决定通知书起约1个月内, 服务窗口将非常繁  
忙。请配合通过邮寄方式办理手续。另外, 您可通过市政  
府网站查询保険料課窗口的繁忙情况。

### ◆ 儿童、育儿补助金制度

从2026年度起, 作为支持育儿家庭的分担和作为一种互  
助与连带机制, 设立了“儿童、育儿支援金制度”, 该制  
度要求根据收入情况, 与医疗保险费一并缴纳。关于国民  
健康保險, 也将追加与儿童、育儿补助金相关的保險費。

咨询处: 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

## 儿童津贴的汇款日期

“2026年4月和5月”的儿童津贴汇款日是6月15日(周一)。

◆ 提交儿童津贴现状申报表: 对于领取儿童津贴的人员中  
需要提交现状申报表的人员, 我们于6月上旬寄送现状  
申报表。收到通知的各位, 请在6月30日(周二)之前将  
现状申报表及需提交的文件通过邮寄方式寄出, 或提交至  
国民年金課或行政服务中心。请注意, 若未按时提交所需  
材料, 自8月份起的津贴发放将暂时暂停。

咨询处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

### ◆ 保険料の減免

決定通知書と添付書類を持って医療保険室保険料課または行政  
サービスセンターで申請してください。特別な事由がない限り、  
申請月以降の保険料が減免の対象となります。年間保険料に  
たいして減免の申請期限は6月30日(火)(必着)です。7月1日  
(水)以降に申請した場合、申請月以降の保険料が減免の対  
象となります。また、国民健康保険の加入手続きが資格取得日から  
14日を過ぎている場合は、年間保険料に対する減額ができない  
場合があります。なお、申請時点で納付済みまたは納期限が過ぎた  
保険料は減免対象になりません。減免要件や添付書類など、詳  
しくは市ウェブサイトをご覧ください。

### ◆ 保険料の軽減

#### ▷ 非自発的失業者は届出を

雇用保険の特定受給資格者および特定理由退職者を対象に、  
離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末ま  
で保険料を軽減します。

#### ▷ 産前産後期間の国民健康保険料を減額

子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援などの観点から、令和5  
年11月1日以降に出産予定(出産した)被保険者の産前産後  
期間の保険料(所得割額および均等割額)が減額されます。妊娠  
85日以降であれば、死産や流産でも対象となります。出産予定  
日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

※決定通知書が届いてから約1か月間は窓口が大変混雑します。  
※決定通知書が届いてから約1か月間は窓口が大変混雑します。  
郵送での手続きにご協力ください。なお、保険料課窓口の混雑  
状況は市ウェブサイトから確認できます。

### ◆ 子ども・子育て支援金制度

令和8年度から、子育て世帯を支える分ち合い・連帯の仕組みと  
して、医療保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める、子  
ども・子育て支援金制度が創設されました。国民健康保險につ  
いても、子ども・子育て支援納付金にかかる保険料が追加されま  
す。

問い合わせ先: 保険料課

児童手当の振込日

児童手当の「令和8年4月分と5月分」を6月15日(月)に振り込みます。

◆ 児童手当の現況届の提出: 児童手当を受給している方のうち  
提出が必要な方には6月上旬に現況届を送付します。届いた方  
は6月30日(火)までに現況届と添付書類を郵送するか、国民年金課  
または行政サービスセンターに提出してください。提出がない場合  
は、8月以降の支給がいったん差止めとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先: 国民年金課

**您是否已提交物价高涨对策补助金确认书?**

ぶつかがこうとうたいさくきゅうふきん かくにんしよ ていしゆつ す  
 物价高騰对策給付金 確認書の提出はお済みですか

从4月底开始,我们正在陆续发放应对物价高涨的补助金。过去未曾通过银行账户转账方式从市政府领取过补助金的户主所在的家庭等,需要办理相关手续,我们已于4月中旬寄出了确认书。确认书的提交截止日期为6月30日(周二)(以邮戳为准)。请注意,超过期限将无法领取补助金。此外,还有部分的“发放通知”和“确认书”因收件地址不明而被从邮局退回市政府。已搬迁或认为可能需要办理相关手续的人员,请先确认是否已办理了地址变更登记,然后再与我们联系。

がつかついこう ぶつかがこうとうたいさくきゅうふきん じゆんじしきゆう か こ  
 4月末以降、物价高騰対策給付金を順次支給しています。過去に  
 せたいぬし し きゆうふきん こうざふりこみ じゆきゆう せたい  
 世帯主が市から給付金を口座振込で受給していない世帯など、  
 てつづ ひつよう ばあい がつちゆうじゆん かくにんしよ そうふ  
 手続きが必要な場合は4月中旬に確認書を送付しています。  
 かくにんしよ ていしゆつぎげん がつ にち か けしんしゆうこう きげん す  
 確認書の提出期限は6月30日(火)(消印有効)です。期限を過ぎる  
 きゆうふきん しきゆう ちゆうい ちゆうい ちゆうい  
 と給付金の支給ができませんので、ご注意ください。また、郵便局  
 から「支給のお知らせ」や「確認書」が宛先不明のため、市に返戻  
 されているものがあります。転居した方や心当たりがある方は、  
 じゆうしよへんこう とどけで す かくにん といあわ  
 住所変更の届出が済んでいるか確認のうえ、お問合せください。

咨询处: 市物价高涨对策补助金事务中心 TEL 06-4309-3110 / FAX 06-4309-3848  
 問合せ先: 市物价高騰対策給付金事務センター

**请在6月底前接种狂犬病预防疫苗**

きやうけんびようよぼうちゆうしや がつかつ  
 狂犬病予防注射は6月末までに

所有饲养出生91天以上犬只的饲主,根据狂犬病预防法,有义务在每年4月至6月期间,为所饲养的犬只接种1次狂犬病预防疫苗。尚未为犬只接种本年度狂犬病预防疫苗的饲主,请务必记得带犬只去接种。在指定医院接种狂犬病预防疫苗时,同时可领取疫苗接种证明。详情请参阅市政府网站。

せいご にちいじよう いぬ か すべ か ぬし きやうけんびようよぼうちゆう  
 生後91日以上の犬を飼っている全ての飼い主は、狂犬病予防法に  
 ちと まいねん かい がつ がつ か いぬ きやうけんびようよぼうちゆうしや せつしゆ  
 基づき、毎年1回、4月～6月に飼犬への狂犬病予防注射の接種が  
 きむづ こんねんどう きやうけんびようよぼうちゆうしや かつ わす う  
 義務づけられています。今年度の狂犬病予防注射がまだの方は忘れず  
 いたたきよういん きやうけんびようよぼうちゆうしや う ちゆうしやすみよう  
 けさせましょう。委託病院で狂犬病予防注射を受けると、注射済票  
 こうふ どうじう しくわ らん  
 の交付も同時で受けることができます。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

咨询处: 动物指导中心 TEL 072-963-6211 / FAX 072-963-1644  
 問合せ先: 動物指導センター

**国民健康保険・后期高齢者医疗限额适用认定证 有效期至7月31日**

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしやいりようげんどかくてききようにいていしゆう ゆうこうきげん がつ にち  
 国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用認定証 有効期限は7月31日

在医疗机构窗口的支付金额仅需自付部分的“限额适用・标准负担额减额认定证”、“限额适用认定证”的有效期至7月31日(周五)。为了继续获得认定,可能需要重新提出申请。有关申请方法等详情,请查阅市政府网站。另外,使用个人编号卡保险证的人员,在医疗机构就诊时无需事先办理手续,费用将按限额支付,因此无需申请。

いりようきかん まどぐち しほら じこふたんがく げんどかくてききよう  
 医療機関の窓口での支払いが自己負担額までとなる「限度額適用・  
 ひようじゆんふたんがくげんどかくてききようにいていしゆう ゆうこうきげん  
 標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の有効期限は7  
 がつ にち きん ひ つづ にいてい う あらた しんせい  
 月31日(金)です。引き続き認定を受けるためには、改めて申請が  
 ひつよう ばあい しんせいほうほう し かん らん  
 必要な場合があります。申請方法などは市ウェブサイトをご覧ください  
 ほけんしやう りよう かつ いりようきかん しほら  
 い。なお、マイナ保険証を利用している方は、医療機関での支払いが  
 じぜん てつづ げんどかく しんせいふよう  
 事前の手続きなしで限度額までとなるため、申請不要です。

咨询处: 资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804  
 問合せ先: 資格給付課

**请打日本脑炎预防针**

よぼうせつしゆう う にほんのうえん  
 予防接種を受けましょう 日本脳炎

在2005年度到2009年度的不积极推荐期间,没有打完日本脑炎预防针的人,作为定期接种可免费打剩下的预防针。  
 ◆2007年4月1日之前出生,且尚未完成第1期和第2期接种的未满20周岁的人员  
 ▷如果过去从未接种过疫苗=1期首次接种后,间隔6天到28天接种第2次,约间隔1年后,接种1期追加疫苗1次(第3次)。  
 ▷如果过去接种过1到3次疫苗=上次接种后,间隔较长也没有问题,请在间隔6天以上的情况下接种剩余次数的疫苗。此外,关于第2期接种的(第4次)疫苗接种时间,请向医生咨询。

へいせい ねんど ねんど せつきよくてきかんしやう さしひか  
 平成17年度から21年度にかけての積極的勧奨の差控えによっ  
 にほんのうえん よぼうせつしゆう う ひと の こ かいすう いてき  
 て日本脳炎の予防接種を受けていない人は、残りの回数を定期  
 せつしゆう むりよう う  
 接種で無料で受けることができます。  
 へいせい ねん がついついたちいぜん う き き せつしゆう お  
 ◆平成19年4月1日以前生まれで1期・2期の接種が終わっていな  
 い20歳未満の方 ▷過去に1回も接種したことがない場合=1期  
 しょかいせつしゆうそうとう むいか にち かんかく かい ごおむ  
 初回接種相当を6日～28日の間隔をおいて2回、その後概ね1  
 ねん かんかく きついかせつしゆうそうとう かいめ う  
 年の間隔をおいて1期追加接種相当(3回目)を受けてください。  
 か こ かい かいせつしゆう ばあい ぜんかい せつしゆう せつしゆうかんかく  
 ▷過去に1回～3回接種している場合は前回の接種から接種間隔  
 あ さ つか むいかいじゆう かんかく の こ  
 が開いても差し支えないので、6日以上の間隔をおいて残り  
 かいすう せつしゆう う きせつしゆうそうとう かいめ  
 の回数接種を受けてください。なお、2期接種相当(4回目)の  
 せつしゆうじき いし そうだん  
 接種時期は医師とご相談ください。

咨询处: 感染症対策課 TEL072-960-3805/FAX072-960-3809  
 問合せ先: 感染症対策課

**如有任何困难,请随时咨询 对生活困难者的支援**

こま そうだん せいにかつこうきんきゆうしや しえん  
 困りごと、ご相談ください 生活困窮者への支援

- ◆生活重建咨询室 咨询处: 市政府大楼8楼 生活支援课 TEL 06-4309-3182 / FAX 06-4309-3848
- ◆生活さいけけん相談室 問合せ先: 市役所本庁 舎8階生活支援課
- ◆住居保障补助金咨询窗口 房租补助・搬家费用补助
- 咨询处: ヴェル・ノール布施4楼住居保障补助金咨询窗口 TEL 06-6748-0102 / FAX 06-6748-0103
- ◆住居確保給付金相談窓口 家賃の補助・転居費用の補助 問合せ先: ヴェル・ノール布施4階住居確保給付金相談窓口